

第2部 南アジアの環境法 第8章 バングラデシュの環境法と行政制度

著者	井上 秀典
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	開発と環境シリーズ
シリーズ番号	6
雑誌名	発展途上国の環境法 : 東南・南アジア(改訂版)
ページ	230-248
発行年	1994
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011019

第Ⅲ部

南アジアの環境法

第8章

バングラデシュの環境法と行政制度

井上秀典

はじめに

バングラデシュ政府は1990年を環境年とし、91～99年を「環境の10年」として環境保護に政府が関心を持っていることを示している。バングラデシュでは環境問題の解決とともに持続可能な開発をめざしている。バングラデシュでは貧困の解決および人口増加、自然災害から生じてくる環境問題の解決が急務である。バングラデシュで環境問題に対する法的対応が遅れていたのは公害問題の増大、深刻化に対して既存の法律が適切に対応できなかったからである。

本稿ではバングラデシュの環境問題、そして環境問題解決のために行政がどのように対処し、環境に関する法律がどのように対応しているのかについて最近の発展をとらえながら述べる。

I 環境問題の特徴

バングラデシュは1人当りの年間所得(1988～89年)が184米ドルという貧しい国である。人口は91年時点で1億800万人であり、高い人口密度を有し

ている。貧困と人口密度が環境問題の一要因になっており、貧困の解決が環境問題の解決にもつながる。資源開発政策の不適切さが砂漠化、土壌侵食といった環境破壊をもたらしている。特に、最近では人口増加による飲料水の確保が急務となっている。また、地理的な特質から、国土は洪水などの自然災害の起こりやすい地形であり、最近では91年4月のサイクロンによる大きな被害が報告されている。洪水やサイクロンの被害はバングラデシュの経済基盤となっている農業に大きな打撃を与えることにつながり、自然災害の克服が環境問題の解決につながる。

資源管理面での環境問題として、えびの養殖池の増加によってマングローブが伐採され、森林破壊による森林資源の減少も問題となっている。その結果、森林による高潮防止ができず塩害も生じさせることになる。

バングラデシュでは都市化にともなって都市部の人口増加が起きている。その結果スラムが広がり、公衆衛生の質が低下するという問題が起きている。

産業が引き起こす環境問題として、なめし皮、製紙、肥料、薬品工場などからの排水による水汚染が懸念されている。他にも、大気汚染のような都市化にともなう環境問題も今後大きな環境問題となるであろう。農業による汚染もすぐに対策が講じられなければ将来問題になることが懸念されている。

地球的規模の環境問題に目を転じれば、2020年までに地球温暖化によって海水面が上昇し、バングラデシュの国土の5分の1が海面下に沈むという国連環境計画の推計が出され、地球環境問題への国内の関心が高まってきている。⁽¹⁾

II 環境政策

実際にさまざまな環境問題を解決していくうえで、国家レベルの環境政策として1992年環境政策（Environmental Policy, 1992）⁽²⁾。および環境行動計画

(Environmental Action Plan) が定められている。環境政策は環境保護に対する政府の基本姿勢を示しており、将来の工業化に備えて産業のための環境ガイドライン (Environmental Guidelines for Industries) も定めている。環境保護との関連で国家経済開発第4次5カ年計画が90年7月から始まった。この5カ年計画は人的資源開発、貧困を解消するとともに雇用の増大をめざしている。次にそれぞれの環境政策の内容について述べる。

(1) 環境政策 (Environmental Policy, 1992)

1992年の環境政策は前文、目的、各分野の政策、法体系、制度の整備という構成になっている。

〔目的〕

- 1) 環境の保護および開発を通じて生態系のバランスを維持し国の発展を持続させること。
- 2) 自然災害の防止。
- 3) 環境汚染を引き起こしあるいは環境を損なう活動の禁止。
- 4) 環境にやさしい開発。
- 5) 持続可能な、長期の資源の利用。
- 6) 国際的なイニシアティブに関する環境への積極的な関わり。

〔法体系〕

- 1) 現在の需要に適合するように環境の保全、自然資源の保護、環境汚染の規制に関するあらゆる法律および規則を改正すること。
- 2) 環境汚染に関わる諸活動を規制するために必要な分野で新たに法律を構築すること。
- 3) 関連法規の実施の確保およびこの点に関する国民の意識の向上をはかること。
- 4) 批准可能な国際条約、宣言を批准し、批准した国際条約、宣言に合致するよう既存の国内法規を改正すること。

〔制度の整備〕

- 1) 環境森林省はこの政策の実施を調整する。
- 2) 国家環境委員会 (National Environment Committee) は政策実施の包括的な指示を与えるために組織される。
- 3) 環境森林省は環境状況の変化および社会経済上のニーズに呼応した政策の適切な修正のための措置をとる。
- 4) 環境局は環境影響評価の最終的な審査を行ない許可する。

分野別の政策では農業、工業、健康および衛生、エネルギーおよび燃料、水および灌漑、森林、野生生物および生物多様性、漁業および家畜、食料、輸送および伝達、沿岸および海洋の生態系、住居および都市化、人口、国民の意識、教育および研究などの分野で環境上望ましい政策目標を掲げている。

(2) 環境行動計画 (Environmental Action Plan)

国家環境政策の目的達成および実施のための具体的な方法を示したものが環境行動計画であり、農業、工業、健康および衛生、燃料およびエネルギー、洪水規制、灌漑、土地、森林、野生生物、生物多様性、魚および家畜資源、食料、沿岸および海洋環境、伝達および輸送、住居および都市開発、人口、教育および意識、科学、技術および研究、法体系、組織構造という17分野で行なわれる実施策が述べられている。

例えば法体系の分野では各省間の委員会が環境関連法規の見直しおよび必要な修正を行ない、新規立法が必要な分野を推奨する。組織構造では行政機関は環境上好ましい方法で開発プログラム実施の必要な措置をとるとされ、調整は環境森林省が行なう。また、NGOは環境保護のプログラム実施へ参加することが求められている。

少なくとも年1回開催される国家環境委員会は環境行動計画の実施のためのガイドラインを設定する。環境森林省および環境局の拡充がはかられ、環境森林省は5年ごとに環境状況報告書を発行する。必要に応じて環境政策および行動計画は修正される。

(3) 国家保全戦略 (National Conservation Strategy)⁽³⁾

IUCNの協力のもとに国家保全戦略がつくられた。限られた資源の保全と持続可能な利用の戦略を設定するために現在の資源の状況を検査し、現在の利用形態を評価し、主要開発分野の将来のニーズおよび可能性を評価する。生態系のプロセスおよび環境保全装置を維持し、遺伝的多様性を保護し、将来にわたって資源、種および生態系の持続可能な利用を確保するために生物資源の保護を通じて持続可能な開発を推進する。

(4) 国家森林政策 (National Forest Policy)⁽⁴⁾

1979年に森林の管理を目的として採択されたものである。この政策は保存林の画定には重点をおいておらず、また遺伝的多様性や生態系の重要性を認識していなかった。

(5) 工業政策 (The Industrial Policy, 1991)⁽⁵⁾

工業政策は工業化と環境汚染防止のバランスを最初に導入したものである。工業化の過程で環境保護のために効果的な措置をとることを認識している。工業政策の中には環境汚染防止および国民の健康を守るためのガイドラインを定める規定がある。工業政策は、環境に役立つ工業化のため、適切な場所に工業発展センター設置の必要性を強調している。

III 環境行政

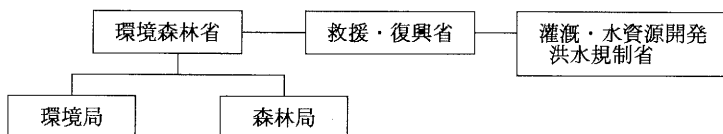
バングラデシュでは環境保全の中心的役割は環境森林省が負っている。⁽⁶⁾ 1989年8月に設立されて間もない。77年に環境汚染規制令 (Environment Pollution Control Ordinance 1977) が公布され環境汚染規制委員会および環境汚染規制室が設置された。実施の責任を持つ環境汚染規制室は環境汚染規制プロジェクトを77年に実施し、82年に環境汚染規制室が、85年には環境汚染規

制プロジェクトの一部が環境汚染規制局 (Department of Environment Pollution Control) に移行した。そして環境汚染規制局が再編成され環境森林省となった。環境森林省は経済政策や公共投資プロジェクトの決定機関である国家経済評議会執行委員会のメンバーである。環境森林省は政策の策定、プロジェクトの立案などを行なう。環境森林省のもとに計画策定、モニタリングなど実際のプロジェクトを実施する環境局および森林および生態系の保護を行なう森林局がおかれている。そのほかの環境問題を扱う行政機関は、計画省 (Ministry of Planning) の計画委員会であり、5カ年計画の策定を行なう。また、5カ年計画で行なわれるプロジェクトの実施のため各省に予算を配分する。さらに、天然資源の利用や環境に影響を及ぼす各省間の活動を調整する役割を持っている。自然災害に関しては救援・復興省 (Ministry of Relief and Rehabilitation) が責任を有する。灌漑・水資源開発・洪水規制省 (Ministry of Irrigation, Water Development and Flood Control) の洪水計画調整機関 (Flood Plan Coordination Organization) は洪水規制行動計画の調整、実施を行なう。環境局の予算は90～91年で51億800万タカであり、近年、増加の傾向を示している。

バングラデシュは四つの行政区、64のzilaと460のupazila (地方レベルの行政単位) からなっている。1982年の地方自治条例 (Local Government Ordinance) の規定により地方自治体 (upazila) はインフラの開発や環境管理に関するプロジェクトの実施権限を有している。

バングラデシュにおいては環境行政の分野で貢献する国際機関および関係各国の役割も見逃すことはできない。各機関がバングラデシュの環境問題解決のために救助の手をさしのべている。例えばUNDPは環境問題を担当する政府機関の強化プロジェクトを92年10月から計画している⁽⁷⁾。また、おもに環境に関する法律を実効的なものにするという目的を持ったNational Environment Management Action Plan (国家環境管理行動計画) がUNDPの援助のもとに行なわれている。世界銀行も森林伐採、エネルギーの利用、洪水

図8-1 環境関連行政機構図



防止、乾期の水不足など環境の分野で大きな貢献を行なっている。洪水発生
の地域的調査やプロジェクトの策定、ブラーマプトラ川、ガンジス川の洪水
規制を目的とした洪水規制行動計画(Action Plan for Flood Control)を政府の依
頼を受けて作成している。USAIDは90年9月にバングラデシュの環境保護お
よび天然資源管理ならびに経済成長と持続可能な開発との関係についての評
価を行なった最終報告書(Final Report, Bangladesh Environment and Natural
Resource Assessment)⁽⁸⁾を発行している。ESCAPはバングラデシュの環境と開
発の分析および提言を述べたバングラデシュ沿岸環境管理計画(Coastal
Environmental Management Plan for Bangladesh)と題する報告書を出しており例
えば、スンドルバン地域の過剰開発に対して警鐘を鳴らしている⁽⁹⁾。日本も積
極的な協力を行なっており、海外経済協力基金はインフラ整備のための協力
援助を行なっている。

[NGO]

バングラデシュでは環境問題解決のためにNGOが貢献している。例えば
Bangladesh Centre for Advanced Studiesは、地下水移動の環境アセスメン
ト、洪水規制および下水道プロジェクト、えびの養殖、洪水規制の堤防が漁
業に与える影響など学際的な研究を行なっている。バングラデシュの環境管
理のための効果的な規制が必要であることを主張する⁽¹⁰⁾。

今後は行政とNGOの協力のもとに環境問題を解決していく必要がある。

Ⅳ 環境法体系

バングラデシュには約45の環境に関する法律が存在するが、東パキスタン時代の法律も多く、実際は環境問題解決のためにあまり効率よく機能しているとはいえない。例えば、都市計画法は人口が現在の半分だった1960年代の法律である。また、65年の工場法は産業公害が懸念されるようになる以前にできた法律である。27年の森林法は罰則が強化されたものの根本的な法体系の見直しが必要である。83年に改正された自動車条令は排気ガス規制を規定するが、都市部の大気汚染が懸念されている。80年に改正された殺虫剤条令は輸入規制、備蓄、輸送、処理などの規定をおいているが、ラベリングや使用規制は行なわれていない。さらにモニタリングや責任体制が不明確である。このように環境法はこれから整備されるという芽生えの段階であり、前述の基本法および政策にしたがって個々の法律を充実させていく必要がある。

次に主要な環境に関する法律の概要を述べる。⁽¹¹⁾

(1) 環境保護条令

現在、環境保護の基本的な法律となるのは1977年環境汚染規制条令 (The Environment Pollution Control Ordinance, 1977)⁽¹²⁾ の改正である89年環境保護条令 (The Bangladesh Environment Preservation Ordinance, 1989)⁽¹³⁾ である。77年の条令では大気と水しかカバーされていなかったが、89年条令では大気、土壌、水、食料、住居、健康、森林、生態系、オゾン層、開発行為、エネルギー、音、振動、気候などの生活をとりまくすべてのものを環境ととらえている。条令は第1章 序、第2章 一般権限、第3章 環境汚染の防止、規制、削減、第4章 罰則を規定している。

〔一般権限〕

各省大臣で組織される国家環境諮問委員会 (National Environmental Advisory

Board) が環境保護の助言を政府に対して行ない各省の調整を行なう機能を有している(5条)。環境局は環境保全のための政府の遂行、委員会の決定および政府によって許可されたプロジェクト実施の責任を負っていて、関連規則の制定を行なう(6条2, 9条1)。関連規則は各種プロジェクトの許可基準、環境アセスメントの手続きおよび範囲、自動車からの排気ガスおよび騒音規制の基準などである(9条2)。さらに、規定にしたがって環境局は環境保全に必要なと思われる措置アセスメントの実施のための手続きを定めるなどである(6条5)。

〔汚染防止〕

何人も基準値を超えた環境汚染物質の排出を行なってはいけないと規定し(10条)、検査およびモニタリングに関しては、権限ある公務員は環境汚染物質が排出されている場合にはいつでも検査のために排出源に立ち入ることができ、公務執行を妨害したものは本条令のもとで罰せられる。さらに権限ある公務員にはモニタリングを行ない工場などから分析のためにサンプルを採取することができる(14条)。排出を行なう場合は事前に一定の様式の書面による環境局の許可を得なければならない(18条)。行政庁の改善命令に不服がある場合は処分が伝えられた日から30日以内に上訴をすることができる(21条1)。行政庁の命令に理由がない場合は処分を取り消すかあるいは合理的理由のある命令を行なわなければならない(21条5)。

〔罰則〕

本条令のもとで有罪となったものは、1年までの懲役あるいは10万タカの罰金が課され、さらに違反が続けば1日当たり1万タカの罰金が課される(24条2)。

(2) 産業のための環境ガイドプラン(Environmental Guidelines for Industries) ガイドラインの目的は一般的に環境への影響およびリスクを最小限に抑える予防措置を示すことであり、具体的には次のような目的がある。

(i) 将来の工業が発展する過程で環境保護のために政府が定めた工業設備

- の必要条件を企業に通知するため。
- (ii) 新型の産業に適用される工業立地理由を確認する。
 - (iii) 初期環境審査あるいは総合的環境アセスメントを必要とする産業を画定するため。
 - (iv) 操業の一部として産業廃棄物処理が必要とされる産業および詳細な処理プラントの計画なくしては許可されない産業を確認するため。
 - (v) 操業前に環境局から排出許可あるいは有害物質貯蔵・取扱い許可を得る必要がある設備を確認するため。
 - (vi) 立地許可 (Siting Clearance / Consent) を環境局から得ることを必要とする設備を確認するため。

立地に関してはA—規制なし，B，C—一定の条件を満たすことが必要，の二つのカテゴリーに分類され，立地が規制される。一定の条件とは次のとおりである。

B： 環境局によって許可された工業地域に設備が設けられることが望ましい。あるいは環境局の許可を得ると同時に森林やプランテーションなどの土地利用の転換を必要とせず，製造，貯蔵などの設備が最小限の土地に集まっていて周囲最低限15メートルの緑地帯を保有することが必要である。さらに外周は100人以上の住む居住，商業区域から少なくともどの方向にも250メートルさらに主要な風向に500メートルの距離を保たなければならない。海岸，堤防などから500メートルを保たなければならない。環境森林省が認定した野生動物保護区域などから5キロメートル離れていなければならない。

C： 森林やプランテーションなどの土地利用の転換は含まれない。設備は最小限の土地に集まっていて周囲最低限60メートルの緑地帯を保有することが必要である。さらに外周は5000人以上の住む居住，商業区域から少なくともどの方向にも3キロメートルさらに主要な風向に5キロメートルの距離を保たなければならない。また半径10メートル以内の総人口は1万人を超えてはならない。外周は高速道路，鉄道，空港から100メートル以

上、海岸や河川から500メートル以上、環境森林省が認定した野生動物保護区域などから10キロメートル離れていなければならない。環境局が指定する地下水の状況の悪いところに設備を設けてはならず、地下水を汚染していないという証拠を提供する必要がある。

さらに業種によって操業に関わる汚染物質の負荷制限処理システムなどは許可命令 (Environmental Consent Order) の条件に記載され、次のような分類が行なわれる。許可命令は立地許可と同時に必要ではなく立地許可の後でよい。

O—許可命令不必要。L—液状かつ／または固形廃棄物に関して許可命令が必要。G—ガス状の廃棄物の排出に関して許可命令が必要。P—固形、液体およびガス状の廃棄物の排出に関して許可命令が必要。H—有害物質／廃棄物の貯蔵、取扱い、処理に関して許可命令が必要。Q—包括的な許可命令が必要。

(3) 森林法 (Forest Act 1990)

国が指定する保有林地域での狩猟行為などを禁止する規定をおいているが、開発プロジェクトを規制する規定はない。

(4) 狩猟および漁獲規制規則 (Rules to Regulate Hunting, Shooting and Fishing within the Controlled and Vested Forests 1959)

河川の汚染を禁止し、一定区域内での狩猟を禁止する。

(5) 野生生物保護法 (Bangladesh Wildlife (Preservation) Act 1974)

保護地域が設けられた保護地域内への進入、居住などが禁止され、保護の対象となる野生生物の狩猟、捕獲は禁止される。

(6) 魚類保護条令 (Protection and Conservation of Fish (Amended) Ordinance 1982)

バングラデシュの内水に生存する魚類の保護を規定する。

(7) 漁業条令 (Marine Fisheries Ordinance 1983)

バングラデシュの領海、経済水域内での漁業の管理、保護、発展についての規定をおく。政府による許可を得て漁業が行なわれる。漁獲のために爆発物、毒物などを利用することは、政府の許可を得た場合は別として禁止される。

(8) 領水および沿海域法 (Territorial Water and Maritime Zones Act 1974)

海洋資源の保護、利用、開発および海洋汚染防止について規定する。官報により保護海域を設定し、生物資源の保護を行なう。政府は経済水域、大陸棚の資源保護、利用、開発のための措置を規定した規則を制定する。さらに公海上での海洋汚染防止措置のための規則を制定する。ただ、この法律は領水内の船舶の油濁事故に対応していない。

(9) 遺物条令 (Antiquities (Amendment) Ordinance 1976)

遺跡など文化財を保存する規定である。一定の土地が、遺跡などの一部であれば政府が買い上げるか借りる。保存すべき遺跡が崩壊の危険性がある場合、国は諮問委員会と協議の後、買い上げることができる。

(10) プラシャバ条約 (Pourashava Ordinance 1977)

Pourashavaは地区内の衛生および環境汚染の規制に対する責任を負い、条令による必要な措置をとる。さらに健康教育を含んだ国民の健康を促進する措置をとることができる。

飲料水の供給および公共下水設備を供給しなければならない。また下水道計画を策定することができる。Pourashavaに地域内で環境整備のための権限を与えているのが特徴である。

(11) 都市改善法 (Town Improvements Act 1953)

ダッカ市の改善および発展を規定しており、評議委員会(Board of Trustees)は都市計画のマスタープランを策定しなければならない。ただ既存の建築物に対する規定はなく、実際のマスタープランの実施規定は見あたらない。

(12) 工場法 (Factories Act 1965)

工場で働く労働者の健康と衛生の確保を規定したもので産業公害の規制を規定していない。

(13) 工場規則 (The Factory Rules 1979)

排水の処理および下水施設の建設、維持、工場労働者の飲料水の確保などを規定しており、工場からの排気や騒音を規制する規定はない。

(14) 店舗法 (Shops and Establishment Act 1965)

店舗は清潔さを保ち悪臭を放たないようにという規定がある。

(15) 農薬条令 (Agricultural Pesticides (Amendment) Ordinance 1983)

国民の健康および動植物に害をもたらしないように農薬の輸入、製造、販売、利用を規制する。

(16) 食料条令 (Bangladesh Pure Food Ordinance 1959)

不良品や健康に害をもたらし食料の販売、配布を禁止する。

(17) 自動車条令 (Motor Vehicles Ordinance 1983)

自動車による騒音排気ガスの規制を規定しているが、過度の煙 (excessive smoke) の排出を規制するという文言になっており具体的な数値は示されていない。また公害を規制する権限を有している機関によって認められた場合、騒音あるいは排気ガスをだす車の所有者を罰することができる」と規定さ

れる。したがって実際には有効な規定となっていない。

表 8-1 は分野別にバングラデシュの環境法をまとめたものである。

表 8-1

1	Bangladesh Environment Preservation Ordinance 1989
2	大気 Environmental Pollution Control Ordinance 1977 Factories Act 1965 Motor Vehicles Ordinance 1983
3	水質 Environmental Pollution Control Ordinance 1977 Factories Act 1965
4	騒音 Motor Vehicles Ordinance 1983 Factories Act 1965 Environmental Pollution Control Ordinance 1977
5	土地利用 Local Government Ordinance 1982 Pourashava Ordinance 1977 Town Improvement Act 1953
6	有害物質 Pesticides Ordinance 1971(1980,1983改正) Environmental Pollution Control Ordinance 1977
7	固形廃棄物 Pourashava Ordinance 1977 Environmental Pollution Control Ordinance 1977
8	森林保護 Forest Act 1990
9	野生生物保護 Wildlife(Preservation) Order 1973
10	海洋資源 Environmental Pollution Control Ordinance 1977 Territorial Water and Maritime Zones Act 1974 Factories Act 1965 Town Improvement Act 1953
11	資源管理 Mines Act 1923 Petroleum Act 1934
12	文化財 Antiquities Act 1968 Antiquities (Amendment) Ordinance 1976
13	生物種 Forest Act 1990 Environmental Pollution Control Ordinance 1977 Bangladesh Wildlife (Preservation) Act 1974
14	土壌 Forest Act 1990 Bangladesh Water and Power Development Boards Ordinance 1972
15	海洋 Environmental Pollution Control Ordinance 1977 Territorial Water and Maritime Zones Act 1974
16	職業安全 Factories Act 1965 The Factory Rules 1979
17	工業 Environmental Guidelines for Industries

V 環境アセスメント

バングラデシュでは、すべてのプロジェクトは環境アセスメントを経なければならないという大統領令が出されているが、環境アセスメント法についてはこれから策定していくという段階である。

環境アセスメントの過程は次のとおりである。⁽¹⁴⁾

- (1) プロジェクト申請者は環境影響評価の調査事項を審査のために環境局に提出する。
- (2) 申請者は初期報告書を環境局に提出し許可を得る(初期環境審査Initial Environmental Examination)。環境影響評価のための推奨計画を目的とする。
- (3) 最終報告書案を環境局に提出し、許可を得る。
- (4) 最終報告書を提出し、環境局の許可を得る。

ただ、環境アセスメントが制度化されていない理由としてはマンパワーの不足、法的裏づけがないこと、行政の対応、プロジェクト申請者の意識の欠如などかあげられる。

バングラデシュにおける環境アセスメントは、国際機関の協力のもとに環境局が中心となって個々のプロジェクトに対して行なわれている。例えば、世界銀行は第3次チッタゴン上下水道プロジェクトのアセスメントを行なった。さらにチッタゴンのカルナプリ肥料工場は、1991年8月に環境審査が終了し、環境影響評価が行なわれている。バラクプリアの石炭採掘プロジェクトに対しては、環境審査が行なわれている。アジア開発銀行の協力により89年8月1日に始まった国家環境、モニタリングおよび汚染防止プロジェクト(National Environmental Monitoring and Pollution Control Project)によって環境局は、ダッカ洪水防止計画(Dhaka Flood Protection Project)のアセスメントを90年7月に行なった。

さらに、アセスメントが必要な産業に対する許可規定をおく前述の国家環

境ガイドラインおよび環境保護条令においても、アセスメントが必要なプロジェクトにふれている。

Ⅵ 国際条約

バングラデシュが署名した環境に関する国際条約は次のとおりである。かっこ内は署名年月日。国際的な環境問題に対処する条約に積極的に参加していることがうかがえる。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(1982年2月18日)
- (2) 大気圏内、宇宙空間および水中における核兵器実験を禁止する条約(1985年3月13日)
- (3) 月その他の天体を含む宇宙空間の探査および利用における国家活動を律する原則に関する条約(1986年1月14日)
- (4) 油による海水の汚濁の防止のための国際条約(1981年12月28日)
- (5) 生物兵器および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約(1985年3月13日)
- (6) 世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約(1983年11月3日)
- (7) 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用その他の禁止に関する条約(1979年10月3日)
- (8) 原子力事故の早期通報に関する条約(1988年2月7日)
- (9) オゾン層の保護のためのウィーン条約(1990年5月31日)
- (10) アジアおよび太平洋における水産養殖センターのネットワーク協定(1990年4月14日)
- (11) 向精神物質に関する条約(1990年9月18日)
- (12) 核兵器の不拡散に関する条約(1979年8月23日)
- (13) 油汚染に対する準備、対応および協力に関する国際条約(1990年11月30日)

日)

- (14) 国際植物保護条約 (1978年9月1日)
- (15) 東南アジアおよび太平洋地域の植物保護協定 (1974年12月4日)
- (16) 油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約 (1982年2月4日)
- (17) 国連海洋法条約 (1982年12月10日)
- (18) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 (1990年5月31日)

おわりに

バングラデシュがどのように環境問題に対処しているかを中心に述べてきたが、環境森林省を中心として環境行政組織の充実が現在ではかれており、それにしたがってさまざまな環境問題が解決されることが望まれる。環境問題を解決するための法体系はまだ不十分である。特に環境アセスメントのような具体的な実施手段の法的な裏づけを確立させることが重要である。さらに、今後先進国における大気汚染などの環境問題が生じてくるおそれがある。貧困の解決とともにインフラ整備を行なうことがまず先決である。そのうえで個々の環境問題に対処していく必要がある。

さらにバングラデシュの持つ環境問題の特質から、先進国および国際機関はバングラデシュの主権を侵害することなく積極的に協力することが望まれる。

〔注〕 _____

- (1) 藤崎成昭編『発展途上国の環境問題——豊かさの代償・貧しさの病——』アジア経済研究所 1991年；田中菜穂子「アジア・太平洋地域の開発途上国の環境バングラデシュ」(『資源環境対策』1992年3月号，4月号)。

- (2) Environment Policy 1992, Draft Translation from Original in Bengali.
- (3) *Bangladesh Country Report for United Nations Conference on Environment & Development Brazil 1992*, Ministry of Environment and Forest, Govt. of the People's Republic of Bangladesh, Bangladesh, 1991.
- (4) 同上。
- (5) 同上。
- (6) *Department of Environment : A Brief*, Department of Environment, Ministry of Environment and Forest, 1991.
- (7) *Programme Planning Country and Intercountry Programme and Projects, Fifth Country, Programme for Bangladesh DP/BGD/5, 20 March 1991*, Governing Council of the United Nations Development Programme; United Nations Development Programme, Project Number, BGD/91/018.
- (8) *Final Report, Bangladesh : Environment and Natural Resource Assessment*.
- (9) *Coastal Environmental Management Plan for Bangladesh Volume One : Summary*, United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, Thailand.
- (10) A. Atiq Rahman, *Environmental Management in Bangladesh : Towards more Effective Regulation*, Bangladesh Centre for Advanced Studies.
- (11) Risalat Ahmed, *Overview of Environmental Legislations, Their Constraints and Suggested Measures for Effective Implementation*, Department of Environment, July 1992 ; Malcolm Forbes Baldwin, "Assessment of Governmental Laws and Institutions Affecting Natural Resources Management in Bangladesh," *Report to the World Resources Institute*, June 1989.
- (12) The Environment Pollution Control Ordinance 1977, Ordinance No.XIII of 1977.
- (13) The Bangladesh Environment Preservation Ordinance 1989, Ordinance No.1989.
- (14) M. Anwarul Islam, *Environmental Impact Assessment : Vital Tools for Environmental Management and its Use and Importance for Bangladesh Environment*, Department of Environment, July 1992.